

## 別子銅山の戦時中における外国人労働者の実態と役割

通信教育部 文学部史学科4年  
菊池 絵里

### 《論文要旨》

本論文の課題は、戦時期の住友鉱業株式会社・住友別子鉱業所（旧井華鉱業別子鉱業所）における外国人労働者の実態と役割を明らかにすることにある。

第二次世界大戦中の1939年以降、別子鉱業所は国内の労働者不足を補うため朝鮮人、中国人などを労働者として動員した。いわゆる「強制連行」問題である。しかし住友金属鉱山株式会社などが戦後に出版した公式資料などには全くといっていいほど外国人労働者の記述がない。別子鉱業所ではいつ頃どれほどの外国人労働者を移入したのだろうか。また別子鉱業所での外国人労働者は実際に何の作業に従事し、どのような生活をしたのだろうか。

本論文では、今までの別子鉱業所に関する研究において全く使用されていない、別子鉱業所自身が作成した『事業場報告書』を用いて、別子鉱業所で労働に従事した外国人労働者の実態と役割を検証する。

第1章では外国人労働者の先行研究を紹介し、本論文の基本史料となる『事業場報告書』の紹介と確認を行う。第2章では朝鮮人と中国人の移入時期と移入方法について確認、分析する。第3章では朝鮮人と中国人への聞き取り調査の結果を分析し、実際の外国人労働者の実態を明らかにする。第4章では別子鉱業所における外国人労働者の実態と役割を明らかにし、労働者側の視点から強制連行問題を考える。

本論文によって従来の研究で不明点として扱われていた「医療衛生事情」「給与事情」の詳細が明らかになり、朝鮮人労働者と中国人労働者の差異も明確になった。



## 目次

凡例

はじめに

### 第1章 先行研究の紹介と分析

- 1節 朝鮮人に関する研究
- 2節 中国人に関する研究
- 3節 『外務省報告書』の紹介－『事業場報告書』を中心として－

### 第2章 外国人労働者の連行方式と移入時期

- 1節 戦時期の別子鉱業所の労働者
- 2節 朝鮮人の場合
- 3節 中国人の場合
- 4節 比較分析

### 第3章 別子鉱業所における外国人労働者の扱い

- 1節 朝鮮人の聞き取り調査と文献から
- 2節 中国人の聞き取り調査と文献から
- 3節 比較分析

### 第4章 別子鉱業所における外国人労働者の実態と役割

- 1節 朝鮮人の場合
- 2節 中国人の場合

おわりに

注

参考文献

図表

## 凡例

1. 本論文の年号は西暦を使用する。また和暦が必要な箇所は、西暦（和暦）と表記した。
2. 本論文で取り上げる住友鉱業株式会社・住友別子鉱業所（旧井華鉱業別子鉱業所）の名称は「別子鉱業所」で統一した。
3. 史料の引用に際しては、旧漢字は新漢字に改め、カタカナはひらがなに書き換えた。
4. 本論文では、「日鮮人」は「日本人と朝鮮人」に、「半島人」「鮮人」は「朝鮮人」に、また「華人」「華労」は「中国人」と表記した。また「俘虜」「労務者」は「労働者」と表記した。史料に書かれている表記は直さず、そのまま表記した。

## はじめに

本論文の課題は、戦時期の住友鉱業株式会社・住友別子鉱業所（旧井華鉱業別子鉱業所）における外国人労働者の実態と役割を明らかにすることにある。

愛媛県新居浜市にある別子銅山は、1691年から採銅をはじめ、1973年に閉山するまで283年間の歴史がある。地元では大小様々なボランティア団体が別子銅山にかかわる観光案内を行っている。別子銅山を紹介する観光施設として

は、マイントピア別子（愛媛県新居浜市立川町707-3）、広瀬歴史記念館（愛媛県新居浜市上原2-10-42）、別子銅山記念館（愛媛県新居浜市角野新田町3-13）、東平歴史資料館（愛媛県新居浜市立川町654-3）など多種多様な施設があり、別子銅山の歴史、別子銅山の開拓に貢献した人々を紹介している。別子銅山は元禄時代に世界最高の銅産出量を記録するなど、江戸、明治期の日本を代表する鉱山の一つである。

しかし別子銅山には「負の遺産」ともいうべき問題も過去にいくつか存在する。1893年に銅精錬排ガスによる水稲被害が発生し、その後何年も続く煙害問題を起こしたことがある。また第二次世界大戦中の1939年以降、別子鉱業所は国内の労働者不足を補うため朝鮮人、中国人などを労働者として動員した。いわゆる「強制連行」問題である。しかし住友金属鉱山株式会社などが戦後に出版した資料などにはほとんど外国人労働者の記述がない。地元に住んでいながら、また観光施設のボランティアガイドも行っている私も今まで全く知らなかった歴史がある、ということを知り詳しく調べたくなった。別子鉱業所ではいつ頃どれほどの外国人労働者を移入したのだろうか。また別子鉱業所で働いた外国人労働者は実際に何の作業に従事し、どのような生活をしたのだろうか。

本論文では今までの別子鉱業所に関する研究において全く使用されていない、別子鉱業所自身が作成した『事業場報告書』を用いて、別子鉱業所で労働に従事した外国人労働者の移入時期と移入方法を確認、検証し、聞き取り調査によって明らかになってきた外国人労働者の実態を丁寧に分析していきながら、実際の外国人労働者の役割について労働者側の視点で検証したい。

なお、本論文では外国人労働者が「強制連行」であったか否かについて、また「労働者」なのか「俘虜」であったのか、という問題には踏み込まない。外国人労働者が戦時中に酷いことをされた、といういわゆる「残虐史観」にも依拠しないようにした。

## 第1章 先行研究の紹介と分析

### 1節 朝鮮人に関する研究

別子鉱業所では、1939年から1941年にかけて700名の朝鮮人を受け入れた。<sup>(1)</sup>しかし朝鮮人居住者の名簿関連はすべて焼失、紛失しており調査はほとんど進展していない。その名簿を保管しておいてしかるべき住友関連会社にも関連資料は一切ないとのことである。<sup>(2)</sup>

このような中、尾上守、松原満紀らが北海道の住友鴻之舞鉱山から別子鉱業所に転鉱させられた244名分の名簿を入手し、愛媛県における本格的な朝鮮人強制労働に関する調査が始まった。<sup>(3)</sup>鴻之舞鉱山では1937年8月、政府により公布された産金五カ年計画に基づき鉱山の拡張起業を決定、労働者不足などの理由により1939年10月以降朝鮮人労働者を雇用するようになった。しかし1941年以降米国、英国などを敵に回して太平洋戦争に突入した日本は金決済による貿易が行えなくなっていた。軍需物資として無価値となった金生産は政府により中断の決定がなされた。1943年3月、鴻之舞鉱山も休鉱山扱いとなったため、鴻之舞で働いていた朝鮮人労働者も各鉱山へと転鉱させられた。<sup>(4)</sup>そのうちのひとつが別子銅山であり、1943年4月、244名の朝鮮人が家族27名とともに別子鉱業所へ移動したのである。

尾上守、松原満紀らは1995年8月韓国にて7名の人々の話を聞いた。うち6名は戦後韓国に戻り生き残っていた朝鮮人労働者本人、残り一人は遺族からの話である。帰国後、1996年には日本に残留していた朝鮮人労働者1名、また遺族の証言1名を加え計9名の方々からの貴重な聞き取り調査を実施し、生き残った労働者の生の声を初めて人々に伝えることになった。<sup>(5)</sup>

このように別子鉱業所の朝鮮人労働者についての先行研究はようやく足がかりができたところである。本論文では尾上守、松原満紀『住友別子銅山で<朴順童>が死んだ』晴耕雨読、1997年を中心に朝鮮人労働者と中国人労働者の差異に注目しながら、朝鮮人労働者の実態と役割を検証したい。

### 2節 中国人に関する研究

別子鉱業所では、第二次世界大戦末期の1944年10月から三次にわけて、合計678名の中国人を受入れたが船中にて13名が死亡、また別子鉱業所に到着前に3名が死亡し16名を差し引いた662名が入坑した。このうち、191名が死亡、

2名が行方不明、1名が終戦後中国への送還前に死亡した。中国人労働者の死者は計208名である。<sup>(6)</sup> [表1～表4、及び図1、図2] 従来の愛媛県郷土史などには、いわゆる強制連行についての叙述は一切なく<sup>(7)</sup>、その詳述を歴史の事実として書き記すべき住友金属鉱山株式会社の社史にも片言の記載があるのみである。<sup>(8)</sup> 民間では当時別子鉱業所で働いていた人々や、医師などの関係者の話<sup>(9)</sup>、新聞報道、1954年3月25日に四国別子鉱山中国人殉難者慰霊大法要実行委員会が作成した「四国別子鉱山中国人殉難者慰霊大法要」など断片的な記述があるのみであった。

上記のような状況の中“幻の『外務報告書』”と呼ばれてきた『華人労働者就労事情調査報告書』が見つかり、1993年5月17日のNHK番組でその存在と概要が報道された。<sup>(10)</sup> この『外務省報告書』の“発見”により政府の対応は従来の「資料がないからわからない」<sup>(11)</sup> というものから大幅に変化した。ここまで公式の書類が公にされた以上「政府関与は否定できなくなった」<sup>(12)</sup> のだ。現在、『外務省報告書』とは『華人労働者就労事情調査報告書』、そして本報告書の基となった、全国135の事業場から提出された『事業場報告書』、および16名の調査員が現地調査を行った『現地調査報告覚書』の三種類の書類からなる報告書を指す。

愛媛県内でも中国人労働者に関する研究の第一歩がはじまっていた。2000年3月、新居浜市民の玉井久也が中国河北大学へ留学後、1954年3月25日の慰霊事業の際作成された『四国別子鉱山殉難者名簿』を基に、中国人被害者への聞き取り調査を始めた。のちに愛媛大学の和田寿博を会長とする「愛媛大学別子銅山中国人殉難者研究会」により第1回現地調査（2000年9月7日～14日）がはじまった。2001年5月12日、調査グループは「別子銅山中国人強制連行の調査をすすめる会」と改組した。一人の民間人から始まった取り組みが多数の人々の賛同と支持を得、足掛け3年、4回の渡航と3回の聞き取り調査を行う結果となった。この調査により別子鉱業所で労働に従事し、生き残って帰国した中国人468名のうち14名（聞き取り調査の合計は15名、うち1名は名簿に記載されていない）の生の声を人々に初めて伝えるものとなった。<sup>(13)</sup>

2008年5月20日、先の聞き取り調査で体験を語った15名のうちの一人、張春暑（現在の名前は張志詳）が63年ぶりに来日し、約100名の新居浜市民の前で自身の体験を語った。<sup>(14)</sup>

このように別子鉱業所の中国人労働者についての先行研究は21世紀に入ってようやくはじまったばかりである。本論文では、玉井久也、和田寿博「戦争末期の住友鉱業（株）別子鉱業所に連行され採鉱労働等を強制された中国人からの聞き取り調査の記録」（愛媛経済論集 第24巻第1号）、玉井久也「別子銅山に連行された中国人―強制連行中国人「劳工」からの聞き取り調査報告―」（季刊中国 No.69、2002年夏）、及び和田寿博「戦争時の別子鉱業所における中国人労働者」（愛媛経済論集 第20巻第3号）の3論文を主に利用する。ただし和田の論文には「四国別子鉱山中国人殉難者慰霊大法要」（以下冊子とする）と『外務省報告書』との比較検証が記載されているのみで、『事業場報告書』との比較検討がない。なぜなら『事業場報告書』を手にすることはできなかったからである。<sup>(15)</sup> 私はこの『事業場報告書』を手に入れることができた。よって本論文では井華鉱業別子鉱業所が作成した事業場報告書を中心に、中国人労働者の実態と役割を考察してみたい。またこの事業場報告書には何度か「日鮮人」との関係や比較について記されている。朝鮮人労働者と中国人労働者の差異についても本史料から考察したい。

### 3節 『外務省報告書』の紹介―『事業場報告書』を中心として―

前述のとおり、『外務省報告書』とは三種類の書類からなる。『華人労働者就労事情調査報告書』は、全国135の各事業場から提出された『事業場報告書』をもとに外務省がまとめたものである。事業場報告書は「中国・連合国側の取り調べに対処するため」<sup>(16)</sup> 1946年2月下旬から3月下旬にかけて作成したと推測される。また外務省から委託された16名の調査員が現地調査を行った『現地調査報告覚書』は、事業場が提出した報告書と実態の食い違いを明らかにし、「戦犯対策」<sup>(17)</sup> を目的として作成された。現在『外務省報告書』のうち『華人労働者就労事情調査報告書』は、現代書館から出版されている。（田中宏、松沢哲成編『中国人強制連行資料-「外務省報告書」全五分冊他-』現代書館、1995年）『事業場報告書』は原紙のままでの出版が一部存在する。<sup>(18)</sup> また111の事業場報告書を学術的に分析した、西成田豊の『中国人強制連行』は平文社より2002年に出版されている。この本の中では111の事業場報告書が部分的に抜粋されている。『中国人強制連行』で扱われている111の事業場のうちのひとつが別子鉱業所である。

さて、手に入った別子鉱業所の『事業場報告書』だが、その標題は「華人労働者就労顛末報告書」（以下『事業場報告書』



とする)となっており、作成年月日は記載されていない。

『事業場報告書』の内容は以下の通りである。

- 一、事業場及関係者
  - 一、概況 二、事業場概要 三、華労関係者
- 二、移入配置及送還事情
  - 一、概況 二、移入状況 三、配置状況 四、送還状況
- 三、受入施設及関係事情
  - 一、概況 二、宿泊施設 三、被服事情 四、食糧事情 五、医療衛生事情 六、慰安施設
- 四、労務及給与事情
  - 一、概況 二、労務事情
- 五、華労の態度及事業場の態度
  - 一、概況 二、華労の態度 三、事業場の態度
- 六、就労の成果及影響
  - 一、概況 二、具体的成果 三、就労の影響

#### 備考

前述した和田寿博の論文「戦争時の別子鉱業所における中国人労働者」によると『冊子』に記述がないのは医療事情と就労事情である。『事業場報告書』にはこの二項目が記載されており、それぞれ三、受入施設及関係事情の中の五、医療衛生事情と、四、労務及給与事情の中の二、労務事情である。

## 第2章 外国人労働者の連行方式と移入時期

### 1節 戦時期の別子鉱業所の労働者

第二次世界大戦の開始以降、政府は国内の鉱山に対し増産要請を行った。1943年4月に商工省から出された「金鉱業整備の方針」により金山休廃止が決定し、金山で働いていた従業員は鉱山などへ配置転換させられた。また1944年1月に政府は銅の緊急増産指示を出した。

住友本社でも上記政府決定に基づき、出鉱量の増加、人員の増加を継続して行う必要があった。別子鉱業所の1941年の人員数は、職員793名(準職員を含む)、労働者は5,982名である。<sup>(1)</sup> 1943年6月から12月までの調査時点での人員数は職員1,272名、労働者7,152名である。<sup>(2)</sup> 住友金属鉱山からの正式な資料は以上の二つのみで労働者の内訳も不明である。しかし深刻な労働者不足に悩まされていた別子鉱業所は「勤労報国隊、女子挺身隊、一般民間人、大学・高等専門学校・中等学校の学生・生徒(学徒)、中国人など」<sup>(3)</sup> あらゆる人々を動員して生産を継続させる必要があった。そのことは当時の新聞記事、朝鮮人及び中国人などの外国人労働者移入の事実などから明らかである。以下に別子鉱業所で働いていた人々の一部を示し、住友金属鉱山の正式資料の補足を試みたい。

1943年4月、別子鉱業所は、休鉱山扱いとなった鴻之舞鉱山から朝鮮人労働者244名を受け入れた。1944年1月の愛媛新聞には「勤労」というコーナーがあり、ここでは勤労報国隊や女子挺身隊、学徒などの勤労先についての記事が掲載されている。例えば1944年(昭和19年)1月5日の2面に「上浮穴商報から住友鉱業へ出陣」とある。この記事では銅山増産のため1月4日～31日まで勤労報国部隊20名が派遣されるとある。同年1月8日の2面に「周桑郡商報別子へ出勤」とあり同じく1月4日～31日まで50名の協力隊員が派遣されるとある。人数の記載がないが同年2月23日の4面には「半島の少年戦士 四坂島工場に入所式」という記事もある。朝鮮出身の青少年部隊が入所式を行うとある。同年2月25日の4面には「お山の戦士へ再約 半島部隊の鶴嘴報国」という記事がある。2月19日任期満了の者、2月29日任期満了の者、そして4月10日で任期満了の者がそれぞれ期間を延長するとある。人数の詳細は記されていない。同年11月14日の2面には「半島労務者鉱山入所式」とある。この記事には緊急鉱物の増産に挺身する朝鮮人が入所式を行うとある。人数の記載はない。朝鮮人については名簿などが紛失しており詳細が分からないが、少なくとも1939年から1941年にかけて受け入れた700名や、1943年に受け入れた244名以外にも朝鮮人が勤務していたという事実を示

すものであると思われる。

1944年11月以降は3次に分けて中国人662名を受け入れた。しかし後述する聞き取り調査によると、662名以外にも中国人が働いていたと推測される。聞き取り調査を行った一人、劉小風は18人の中国人が秋田県の花岡鉱山から、花岡事件（1945年6月30日）の後に別子鉱業所へ移動してきたと語っている。

以上の新聞記事などを基に移入時期を年代順に並べてみると興味深いことが分かる。[表5]

1944年以降は特に労働者不足が深刻な状況であったため、勤労報国隊、女子挺身隊、学徒などを積極的に動員しており、愛媛新聞などで報道されている勤労状況はその一部だと思われる。この中には短期労働者や期間限定の労働者も含まれており、1944年および1945年の別子鉱業所の正確な労働者数を知ることは難しいが、増産計画に合わせて短期労働者を大量に雇用せざるをえなくなった別子鉱業所の様子がうかがえる。増産指示を受けた別子鉱業所はまさになりふりかまわず労働者を駆り集めたのだろう。

ちなみに1943年の労働者数7,152名に対して朝鮮人労働者は、はっきり分かっている者だけで1941年に受け入れた300名と1943年に移転した244名の544名である。これは全労働者の7.6%を占める。中国人は1944年11月から1945年6月にかけて受け入れた計662名とプラス $\alpha$ であるが、ここでは662名を主に取り上げる。この662名は全労働者の9.3%に当たる。朝鮮人と中国人を合わせた労働者数が全労働者の16.9%にあたるのである。この数値からわかるように、戦時中の別子鉱業所にとって朝鮮人と中国人労働者は生産力として無視できない数であったと思われる。後述する聞き取り調査では特に1943年以降、朝鮮人が現場の主力として働いていたと証言する者がいるので、全労働者に対する外国人労働者数はもっと高いものであったと推測される。しかし、戦争遂行のため増産の指示を拒否できなかった別子鉱業所は外国人労働者を積極的に受け入れたわけでもなかったと推察される。特に中国人の移入はやむを得なかった。

その点について、『事業場報告書』には以下の記述がある。

戦争の急迫且つ長期化に伴い内地人労務者は応召に依り漸次減少し他面朝鮮における労務給源も枯渇し其の募集困難となり（中略）華労移入を（中略）当時の事態よりして拒否し難く止む無く移入せることとせり<sup>(4)</sup>

責任出鉱量を確実に確保する目的で中国人移入に踏み切った背景を知ることができる。史料には朝鮮人が枯渇したため中国人移入を決定したとあり、中国人移入は朝鮮人の「代替的施策」<sup>(5)</sup>と考えられていたことが分かる。これは後述するが、植民地として「同化」させた「朝鮮」と、敵国として「異化」措置をとった「中国」という日本の国策の違いである。

## 2節 朝鮮人の場合

朝鮮人の連行方式はまず「募集」方式から始まり、次に「官斡旋」方式へと変化し、最終的に「徴用」方式となった。

「募集」とは1939年から1942年3月までの移入方式である。企業側が朝鮮総督府を通じて労働者を募集し、日本に受け入れる方法である。労働者は自分の意思で募集に応募したが企業と対等の雇用契約を結ぶ形ではなく、企業側の「一方的条件提示」<sup>(6)</sup>を受け入れ、集団で日本にやってきた。逃亡などの防止措置も取られており、引率者が集団で朝鮮人を連れて会社まで引率した。労働契約は2年であった。期間満了で帰国する朝鮮人もいたが、契約延長によりさらに日本にとどまり働く者もいた。ただし契約延長は本人の意思というよりも企業側の圧力によるものがほとんどだ。後述するが、聞き取り調査に応じた朝鮮人のうち、呉永禄は契約期間満了で一度韓国に戻ったものの、二度目の徴用で再来日した経験を持つ。また李憲珪は契約期間満了時に帰国を希望したが、企業側の都合により無理矢理1年間延長させられた。

「官斡旋」とは行政組織を通して人数を割り当て、人員を確保し、確保した労働者を日本に連行するという方法である。1942年3月以降の移入方式である。企業側は斡旋料を支払う必要があったが、募集時のように多大の労力をかけて人員を確保する必要がなかった。企業側にとってもメリットがあったといえる。

「徴用」とは1944年9月以降のやり方である。軍隊に徴兵されるのと同じ方法で連行された。

朝鮮人の労働者動員の方法は、戦争末期になるにつれ強制性が強まっていることが分かる。しかし募集時に日本へやってきた朝鮮人たちも、現在の私たちが考える自由契約で労働をしたわけではなかった。職場を自由に選択できたわけでもなく、「官憲の保護・庇護・強圧のもとに、募集側の一方的条件提示」をのむしかない状況であった。輸送方

式も「監禁同様の集団輸送」<sup>(7)</sup>だった。そのようなわけで3つの動員形態があったものの本質を考えるとこれらはすべて強制性がある、といえるだろう。「募集に応じて来た者も、官斡旋や徴用で強制的に連れて来られた者も、等しく、増産の論理だけがものを言い、隷従のみが道徳律とされる職場に放り込まれ」<sup>(8)</sup>なのだ。

### 3節 中国人の場合

中国人の場合、1942年11月27日の閣議「華人労務者内地移入に関する件」により「募集」による中国人移入を決定した。試験移入を経て本格的移入は1944年2月28日の閣議「華人労務者内地移入の促進に関する件」で決定された。華北労工協会を通して「供出」された中国人は日本国内の土木建築業、石炭鉱業、金属鉱業、港湾荷役業などの135の事業場に強制連行され労働に従事した。

中国人の供出にはその形態に応じて「行政供出」「訓練生供出」「特別供出」「自由募集」の4つがあった。

「行政供出」とは、行政命令に基づいて中国人労働者の人数を割り当て、「半強制的」かつ「非合法的な募集手段」<sup>(9)</sup>によって中国人を供出させる方法である。別子鉱業所で労働に従事した中国人は全員がこの行政供出であった。「訓練生供出」は元俘虜、帰順兵、土匪、囚人を訓練し、それらを供出することである。「特別供出」とは荷役、造船などについてある程度の経験を持つ半熟練工の供出を指す。「自由募集」とは条件を示し希望者を募るものであるが、言葉の通りの自由な応募ではなかった。「応募の強制的な取り付けという強権的な契機が含まれて」<sup>(10)</sup>いた。

それぞれの供出者をまとめ送りだしたのが「華北労工協会」をはじめとする供出機関である。別子鉱業所の中国人は全員が華北労工協会による供出である。

後述する中国人からの聞き取り調査でも、「本人の意思を無視し、ある日突然、自宅や農作業の最中に日本軍や皇協軍などによって拘束された上、暴行を受け」<sup>(11)</sup>無理矢理「供出」されたのは明らかである。また行き先や労働内容など、事前に知らされていないことがほとんどであり、中国人の動員については全くの強制連行であることを否定できない。

### 4節 比較分析

この節では朝鮮人と中国人の移入について比較分析を試みたい。

朝鮮人は1910年以降の日本の朝鮮植民地化政策により「同化」と「融和」<sup>(12)</sup>を強要された。その政策を極端に示すものが「朝鮮語禁止であり、創氏改名」<sup>(13)</sup>である。既述した愛媛新聞の1944年2月25日の4面「お山の戦士へ再約 半島部隊の鶴嘴報国」には次のようにある。

かくて全半島職員は“勝ち抜く日まで”の増産を誓いつつ連日地下に敢闘を続けているが、宿舎の共和寮に帰っては皇国民としての錬成に余念がない、それこそやがて征く日に備えて日本人としての修養なのだ。

朝鮮人は「皇国民」とであるとみなされており、その言動は新聞などにもよく掲載されている。在日朝鮮人に対しては1942年に、また1943年には内地在住朝鮮人にも徴兵命令が出された。朝鮮人は日本のために戦うことを強要されたのだ。朝鮮人の移入は中国人より早く、成績優秀者などの制限はあるが、家族の呼び寄せ措置も取られている。

一方の中国人は敵国の「外国人」である。『事業場報告書』には次のようにある。

華労を日鮮人労務者に比較するに（中略）取締に関しては外国人なるが故をもって前述の如く特に警察当局の制定せる華人労務者警備計画に基きこの指導監督を受けたり<sup>(14)</sup>

敵国の中国人に対しては徹底した「異化」（警察的管理下の「自治制」）<sup>(15)</sup>政策を採用し、できる限り朝鮮人、日本人と接触させず、警察の管理下に置く措置が取られた。この政策が後述する中国人に与えられた宿舎の位置、日本語教育など各方面に直接的な影響を与えている。

## 第3章 別子鉱業所における外国人労働者の扱い

### 1節 朝鮮人の聞き取り調査と文献から

では実際に別子鉱業所における外国人労働者の扱いはどうだったのか。ここでは朝鮮人に対する聞き取り調査と文献を基に考察を行いたい。

尾上守、松原満紀著の『住友別子銅山で<朴順童>が死んだ』によると、聞き取り調査を行った朝鮮人は、1995年8月に韓国で7名、1996年に日本で2名、計9名である。[表6]

9名共、1943年4月に鴻之舞から別子へ転鉱させられており、朴順福が1943年5月7日坑内事故で死亡、姜先東が1943年12月21日契約満期で帰国した。それ以外の7名は終戦まで別子鉱業所にて働いた。聞き取り調査の内容は多方面にわたっているが、本論文では(A)から(J)の項目に絞って考察する。

#### (A) 仕事の内容

9名のうち6名は鉱石運搬や採鉱(切り羽)などの労働を担当した。1943年から1945年における別子鉱業所の「主力は韓国人」<sup>(1)</sup>だった。仕事は三交代制で日本人との時間上の差別などは存在しなかった。

#### (B) 宿舎の場所

宿舎の場所の記憶は各人あいまいであるが、別子鉱業所では朝鮮人のための宿舎が複数存在した。まず東平だ。「北海道から来た韓国人は、全員まず東平に入り、しばらくして、所帯持ちでない人たちが立川に下りた」という。立川には「協和寮」<sup>(2)</sup>があった。家族を呼び寄せたという郭萬鐘は、「山根の社宅」<sup>(3)</sup>に住んでいた。李憲珪の四阪島の寮は「ひぐらし合宿」<sup>(4)</sup>だった。

#### (C) 宿舎の状況

どの宿舎にも「扉」はなかったが「監視人」<sup>(5)</sup>はいた。しかし「夜中になると寮を抜け出て新居浜駅の裏の朝鮮部落や喜光地に行って」<sup>(6)</sup>いたという証言もある。「喜光地や山根で買い物をして」<sup>(7)</sup>いた人もいる。勤務時間外の外出は全面自由ではなかったものの、ある程度可能であったと思われる。

#### (D) 日本語の理解

朝鮮では日本の皇民化政策に基づき、日本語教育が施されていたため、日本語が理解できる者が比較的多かった。9名のうち日本語が分かり、通訳なども行っていた者が3名いる。李憲珪は、「韓国人の年寄り」<sup>(8)</sup>について日本語を解さなかったとのべている。

#### (E) 待遇

別子鉱業所では月2回の公休が定められており、休日に「近所の川で遊んだり、酒を飲みに行ったり」<sup>(9)</sup>したという。「買い物」や「酒を飲みにも出かけ」<sup>(10)</sup>た。手紙を出すのは自由で、故郷に手紙を出したと語る人が2名いる。仕事の際日本人の監督から殴られた、という人は9名の中にはいない。ただ金鉉穆は「消防が若い男の子を棒で叩いて」<sup>(11)</sup>いるのを見たことがあり、李憲珪は韓国人の老人について、日本語が分からないため命令が理解できず、警備員が「老人たちを殴る」<sup>(12)</sup>のを見た。

#### (F) 食事

米を食べたという人が9名中5名いる。最初は北海道の鴻之舞にいたため、北海道の食事と別子鉱業所での食事を比較して話す人が多いが、どの人の証言にも共通していることが北海道は「粗末な食べ物」「量も少ない」<sup>(13)</sup>のに対し、別子鉱業所は「麦が多いけど米が入って」おり、「民間の日本人より多いくらい」<sup>(14)</sup>であった。ただ量は北海道の鴻之舞と比較して、また戦時中という当時の状況を考えると比較的多い、という程度でありおかわりもできず、いつも空腹であった。おかずにはたくあん、魚、野菜などが出てきた。

#### (G) 支給品

呉永禄は「成績がよいので休みの日に褒美に酒を貰った」<sup>(15)</sup>ことがあるとのべた。

#### (H) 病気時の扱い

1940年4月3日、北海道鴻之舞にて発生した事故で金鉉穆は重傷を負い、左手の指も2、3本失った。この事故で「札幌の病院に一年入院した」<sup>(16)</sup>ことがあったが、別子鉱業所では病気などの事例はなかったようだ。少なくとも、9名の中では病気についての発言はない。

#### (I) 賃金

賃金についての証言は様々であるが、ほぼ全員が賃金をもらったと話している。9名のうち2名は、国の家族へ送金をしたことがあると語った。金額は記憶が薄れており覚えていない人が多い。給与規定については、「[半島人は内地人に比し其の能力は約八〇%程度]という会社側の認識」<sup>(17)</sup>により日本人との給与格差が存在した。鴻之舞での韓国



人の日給は最低が80銭、最高が1円55銭程度であった。<sup>(18)</sup> 別子鉱業所での朝鮮人の給与について『事業場報告書』には下記の記載がある。

昭和二十年一月より八月に至る日鮮人の平均収入は一ヶ月一人当り七八円七一銭にして其の出勤率平均は七一・六五%なり<sup>(19)</sup>

仮にこの記述を正しいとすると、1ヶ月28日の仕事日に対し平均出勤率は71.65%だから、1ヶ月20日の出勤数となる。78円71銭を20日で割ると約3円9銭の日給となる。しかし『事業場報告書』には日本人と朝鮮人の給与格差について言及されていないことから、上記記述を全て信じることはできない。

#### (J) 戦後の扱い

戦後まで別子鉱業所にいた7名のうち2名は日本にとどまり、残り5名は朝鮮へ帰国した。朝鮮人の帰国は比較的早かったようである。「昭和二〇年八月中にはほとんど帰国」「早い人は、八月一八日頃には帰り始め」<sup>(20)</sup>たとの証言がある。

## 2節 中国人の聞き取り調査と文献から

中国人の場合、玉井久也、和田寿博の調査記録「戦争末期の住友鉱業（株）別子鉱業所に連行され採鉱労働等を強制された中国人からの聞き取り調査の記録」によると、2000年から2002年の足掛け3年で中国人15名（うち1名は名簿に記載なし）から聞き取り調査を行った。[表7]

#### (A) 仕事の内容

15名のうち13名は、電車の運転、採鉱、運搬などの仕事を行った。残り2名は炊事の仕事を行った。『事業場報告書』によると、中国人は採鉱部に配置され、坑内作業（鑿岩機作業、運搬作業）は514名、坑外作業（索道作業、坑木運搬作業、工作作業、農耕作業）は92名、舎内要員（炊事夫、医療衛生夫、雑務夫）は56名だった。<sup>(21)</sup> 15名のうち2名は作業現場の監督が朝鮮人だったと述べた。時間は朝鮮人と同じく三交代制であり、炊事など坑外の仕事は二交代制だった。

#### (B) 宿舎の場所

東平という地名を記憶していた者は15名の中にはいなかった。『事業場報告書』によると宿舎の位置は「新居郡角野町大字立川山六五四番地の二二（通称第三坑口）」<sup>(22)</sup>である。通称東平と呼ばれるこの地区は海拔約800メートルの山間部で、南にはかつての第三通洞の跡があり、東には変電所跡、西には火薬庫跡がある。

#### (C) 宿舎の状況

木造の建物であったことを複数名が記憶している。湿気が多く「寝床の下にも水が溜まり」<sup>(23)</sup>ノミヤシラミが多かったこと、「床は大変湿っていたので皮膚病に」<sup>(24)</sup>なつたと証言した者が15名中2名いる。『事業場報告書』には下記の記述がある。

東平は山蔭にあるを以て太陽の照らす時間は非常に短くして（中略）気温は低くして夏期に於ても二十度余に過ぎず冬期においては殆ど連日零下に降り零下十度も再三あり（中略）湿度は非常に高くして夏期は殆ど九十%以上、時には百分に近くあり冬期にても七十%以上あり<sup>(25)</sup>

宿舎の障壁については下記のようにある。

周囲に高さ一〇尺乃至一二尺の板囲を為し逃亡防止の為板塀の上塀の上部に電線を張り巡らし三五〇ボルトの電流を送電す<sup>(26)</sup>

宿舎の外部の状況の記憶はあいまいだが、韓金登は「着いたところでは監禁されたみたいで、どこにも出られ」<sup>(27)</sup>なかったと語った。

#### (D) 日本語の理解

15名のほとんどが自分の番号と作業用語（ハシゴ、ホッパ、カナミ、ホウバ、ゲンノ、ハンマー、テグルマなど）、及び一部の頻繁に使われたと思われる日本語（メシ、イタダキマス、イタダキマシタ、コラ、カエル、キサマ、ケイレイ）を覚えていた。それ以外は「言葉が通じない」<sup>(28)</sup>が多かった。通訳のような立場で日本人監督者と中国人労働者の間をとりもつ人物もいなかった。

#### (E) 待遇

15名のうち5名は日本人監督者から殴られたと証言しており、2名は殴られなかったと語っている。殴られた理由は

様々だが主には日本語ができない時に殴られた。「言葉が通じないから余計に」「頻繁に殴られ」<sup>(29)</sup> 日本語の勉強時にも「間違ったらすぐに殴られ」<sup>(30)</sup> た。

『事業場報告書』によると、月二日の公休があったこと、「猶月二日売店を開き歯ブラシ、歯磨粉、バンド、下駄、煙管、財布等自由に販売せり」<sup>(31)</sup>「公休日毎に催けたる売店にて雑貨、果物等を」<sup>(32)</sup> 購入していたとあるが、15名の中で、休暇があったことや買い物をしたという証言はない。また娯楽や慰安の活動があったかどうか不明であるが、下記の記述がある。

就労時間外宿舎に於ける楽器等に依る娯楽は自由にして就中賭博は一種の慰安として之を黙認し猶月二日の公休日其の他の休日を利用して演芸会或は日本人青年団音楽バンドに依る慰問演奏をなしたり。<sup>(33)</sup>

#### (F) 食事

複数名が食事はマントウであったとのべている。炊事を担当した劉連善によると「最初にみんなが食べた主食は高粱とサツマイモで作ったお粥」であったがその後「そば粉で作ったマントウ」<sup>(34)</sup> になった。マントウの大きさなどについては供述がバラバラであるが「1人1食2個」で合わせて「250 g」<sup>(35)</sup> 程度であったのではないかと推測される。『事業場報告書』では食糧支給に関して以下の記述がある。

主食に関しては県当局の指示斡旋に基き一人一ヶ月量二十二疋を確保支給し月に依り加配として或は職場加配米麦一人一ヶ月一、六疋を或は麦胚芽二疋を給し副食、調味料は或は常会配給の割当に依り或は当鉱業所の手に依り調達支給せるも、概要に記載せるが如く契約書通の支給を為し得ず殊に華労に必要な油類に関しては現当鉱業所採鉱部長今甫氏の奔走に依り本県衛生課長藤井義明氏の食糧現状の視察を乞い特に油二罐（一罐一斗入）を給されしも其後終戦前に於ては配給なかりき<sup>(36)</sup>

仮に上記詳述を正しいとすると小麦粉22kgを30日で割り、それを3食で割ると1人1食当たりの小麦粉は244 gとなる。中国人の口に入ったマントウの大きさにはある程度の妥当性があるように思われるが、「質の悪い小麦粉」<sup>(37)</sup>「ガソリンの匂いのする」「おいしくない」<sup>(38)</sup>「黒いマントウ」<sup>(39)</sup> であった。このマントウは小麦をひいて粉にした際の副産物である皮の屑である「ふすま」で作られたと推測する。1945年6月以降はふすまも手に入らなくなったと思われる。その後は「とうもろこし粉」で作ったマントウに変化した。これは「とてもまずく」「中に虫とか虫の糞とか混じって」「腐って」<sup>(40)</sup> いたと15名の一人、陳清路は語った。白米を食べたという人は15名の中には一人もおらず、お粥やさつまいもの粉と米が交じったものを食べたという者が複数いた。「配給基準は一人一ヶ月三〇キログラム」、うち「政府保証基準は一人一ヶ月二二キログラムであり、残りの八キログラムは事業場の責任で確保する」<sup>(41)</sup> ようにという指示であったが配給を得ることは困難であった。

#### (G) 支給品

15名のうち5名がタバコをもらったとのべている。みかんをもらった者が2名いる。事業所では石鹼を「月平均一人一個」<sup>(42)</sup>、嗜好品として「煙草の配給は日本人配給量に等し。酒の配給なし」<sup>(43)</sup> と規定している。石鹼については15名の中で支給されたという話はなかった。

毛布については記憶があいまいであるが1人に2枚程度は支給されていた。2人で毛布を使い「下に一枚敷き、上に3枚被った」<sup>(44)</sup> という人もいれば「1人に2枚」<sup>(45)</sup> 支給され、「冬になると、何10人かに1枚の掛け毛布」<sup>(46)</sup> を支給されたという人もいる。寝具は、「夏季 毛布又は布団二枚（給与）冬季 更に布団二枚（貸与）」<sup>(47)</sup> となっている。

#### (H) 病気時の扱い

15名のうち6名が病気やけがをしたことをのべている。2名は皮膚病（皮膚が膨れた）だった。韓金登は坑道の中で落ちたため20日間の休みがあり、その際の食事は減らされなかった。陳清路は下痢になり、別の部屋に隔離された。その際の食事は半分減らされた。複数の中国人が少しの薬や錠剤などをもらったとのべている。

『事業場報告書』によると医療衛生施設は「会社の福利厚生施設なる私立別子住友病院東平分院」を利用し、「華人衛生係四名に看護兵としての経験ある係一名を附し軽度の外傷及消毒又は医師との連絡に従事」させる。「医療担当者は東平分院勤務（東平在住）の医師一名助手一名薬剤師一名、看護婦十一名なり」<sup>(48)</sup> とも記載されている。続く部分は若干長いがそのまま引用したい。

救急隔離施設の中救急施設は特別なるもの無きも華労宿泊所と病院との間は約一キロメートルなるも電活あり且

特設電車は両所間を連絡し居り必要なる時は何時にても医師は駆付けたり又簡単なる薬品衛生材料を具備し華人の請求に応じ随時投与せり

隔離施設としては第三回来山者の輸送途中に回帰熱患者並下痢患者多数発生し死亡者十数者に上りたるに依り電報にて「隔離室用意せよ」と云い来りしを以て近くに（約二十名位収容）新設されたる隔離室を使用せり<sup>(49)</sup>

上述した下痢のため隔離された陳清路は第三次移入組である。陳清路が隔離された所は上述の隔離室ではないかと推測される。陳清路は隔離された所を「その部屋は小さくて、寝るところと食べるところ大便するところが一緒」<sup>(50)</sup> だったと語っている。

#### (I) 賃金

ほとんどの者が賃金はもらっていないと話している。帰国時にいくらかのお金をもらったとのべる人は15名中2名である。賃金規定に関しては「華人労働者の平均収入は七五円十二銭にして出勤率平均は七〇.七五%なり」<sup>(51)</sup> とある。

仮に上記記述が正しいとすると1ヶ月28日の仕事日に対し平均出勤率は70.75%だから、1ヶ月19.8日の出勤数となる。75円12銭を19.8日で割ると約3円79銭の日給となる。しかし中国人の作業能率について事業場は「華労は一般に其の性質鈍漫にして金属山坑内作業には不適」「坑内作業 日鮮人労働者の約三割 坑外作業 日鮮人労働者の約四割」<sup>(52)</sup> とのべている。作業効率が半分以下であるのに、給与はほぼ同額であるのは奇異である。日本人と朝鮮人の間にも給与格差が存在していたのに、朝鮮人と中国人の間に給与格差がないこの記述を全て信じることはできない。同じく訓練期間時は1人当たり1日2円を支給、戦後稼働停止時には1日3円を支給したとあるがこの事を証明する証言は15名の中から得られていない。現金支給について「現金支給額 十一万九千五百拾円」<sup>(53)</sup> とある。この現金は給与総額の一部であり、中国人が売店にて雑貨や果物等を購入したり、賭博に使ったりしていたとなっている。この119,510円を単純に中国人総数662名で割ると、一人あたり180.5円となる。しかし新居浜警察署の『華人労働者警備計画』には「逃亡防止のために地理を知らずな、金を持たずな、日本語を教えるな」<sup>(54)</sup> という指示がある。現金を持っていたという『事業場報告書』の記述は大変疑わしい。

賃金規定に関して1945年2月24日、政府は「中国人の賃金を、出来高制や定額制に関係なく一律に日給五円」「華人労働者賃金基準」にしたがって算出された賃金と日給五円との差額が生じたばあい、その差額=不足額は国庫で負担」「しかし、その差額は当面事業主の立替え払いとする」<sup>(55)</sup> としている。

帰国時の現金支給に関して『事業場報告書』には、「送還時に於ては現金を以て支払えり」「一千円を超える額は当局の指示に依り佐世保海運局に委託し預り証を各人に交付せり」<sup>(56)</sup> とある。

#### (J) 戦後の扱い

複数の中国人が、戦後中国人の通訳とアメリカ人が別子鉱業所にやってきて、状況確認がありその後作業がなくなり、食事が増えたとのべている。『外務省報告書』によると帰国は1945年（昭和20）11月28日である。

### 3節 比較分析

朝鮮人と中国人の扱いに大きな差異があったことは聞き取り調査などから明らかである。本節では朝鮮人と中国人の差異に注目しながら比較分析を試みたい。[表8]

#### (A) 仕事の内容

坑内外の主力作業の人員不足のため運搬、採鉱、電車の運転などが中心であった。朝鮮人は中国人よりも仕事に慣れており、『事業場報告書』によれば作業能率も高かった。朝鮮人の現場監督が複数おり、中には中国人の監督をしていた者もいた。

#### (B) 宿舎の場所

朝鮮人は東平、立川、山根などに分散して住んでいた。中国人は警察の管理の下に一元化された宿舎に住んでいた。一番山奥にあるのが東平の中国人宿舎であることから、中国人を隔離するようにとの指示が官憲から出ていたのは確かである。

#### (C) 宿舎の状況

朝鮮人の宿舎には監視がいたが、外出は可能であった。中国人の宿舎は板塀と電線で周りを囲まれた外出不可の建

物だった。

#### (D) 日本語の理解

朝鮮人は植民地支配の影響で比較的日本語を解したが、中国人は全く理解できないまま作業に従事した。この日本語のコミュニケーションができないために、作業監督の命令が分からず、「殴る」という行為によって強制的に作業に従事させることになったのではないかと推測される。

#### (E) 待遇

朝鮮人は休日に外出したり、買い物をしたり酒を飲んだりする時間があった。手紙を郵送したり、給与の一部を送金したりもできた。成績優秀な者という条件付きではあったが、家族を呼び寄せることもできた。中国人からは休日の思い出や外出、買い物についての供述が一つもない。朝鮮人が別子鉱業所に転鉱してきた時期（1943年（昭和18）4月）と中国人移入時期（1944年（昭和19）11月/1945年（昭和20）6月）には最短で1年7ヶ月の違いがあるため、戦争末期に来た中国人の状況はより切迫していたのだろうと推察はできるが、本当に休みはあったのだろうか。全員が休日について覚えていないというのは不自然のように感じる。もしくは休日はあったが大変空腹、というより飢餓状態に近い状況であったため何もせず寝ていた、よって休日の記憶がないのかもしれない。また中国人はおろか朝鮮人からも娯楽や慰安活動についての思い出は語られなかった。娯楽の時間があったかどうかは疑わしい。

朝鮮人で日本語が分からない者は殴られていたが、聞き取り調査の中では殴られたという人はいなかった。中国人は聞き取り調査の3分の1にあたる5名が殴られたと語った。理由のうち最も多いのは日本語が分からず命令の通りに動かなかったためだった。

#### (F) 食事

朝鮮人は白米が主食で、おかずにたくあん、野菜、魚、芋などを食べていた。中国人はマントウが主食で、さつまいも、汁子、大根の葉などを食べた。中国人の食糧不足は、日本人による「食糧の横流し」が常に行われたためと「中国人には外出禁止措置がとられた」ので「食糧を購入することができなかった」<sup>(57)</sup> ためである。別子鉱業所で食糧の横流しがあったかどうかは推測するしかないが、あったとすると中国人に割り当てられていた白米や小麦粉などが朝鮮人や日本人の食糧に使用されたのかもしれない。聞き取り調査で、李憲珪は「売店でうどんを食べたことも」<sup>(58)</sup> あると述べている。

#### (G) 支給品

朝鮮人の中には酒をもらったという人がいる。中国人には煙草の配給はあったが酒の配給はなかった。

#### (H) 病気時の扱い

朝鮮人の中からは病気にかかった人がいないため、詳細を知ることはできない。中国人のけがに対しては公休扱いとし、その間の食事は保障されたが、病気時には食事を減らされた。

#### (I) 賃金

朝鮮人に対して給与の支払いはあったが、金額は史料によって差があり、個人の記憶もあいまいであるため結論を出すことは難しい。ただ日本人の約8割程度の給与であったと推察できる。中国人に対しては給与の支払いはなかったか、あるいはごく小額であったと思われる。自由時間がほとんどなく、宿舎内と坑内の行き来のみだった中国人には現金もほとんど不要とみなされ支給されなかったのではないかと推察される。史料との食い違いが大きいが、そもそも『事業場報告書』は戦犯扱いされないための企業側の言い訳、という側面が強かったことを考えるとこの史料自体をそのまま信じることはできない。

#### (J) 戦後の扱い

朝鮮人の帰国は戦後比較的すぐの段階で行われ、中国人の送還はそれより後であった。

## 第4章 別子鉱業所における外国人労働者の実態と役割

### 1節 朝鮮人の場合

本節では別子鉱業所で労働に従事した朝鮮人の実態と役割をまとめてみたい。



1943年の労働者数を基に考えても、朝鮮人が別子鉱業所の労働者の少なくとも7.6%（実質はそれ以上）を占めていた事実から、朝鮮人が戦時中の別子鉱業所にとってなくてはならない働き手であったことは確かである。朝鮮人の労働者移入は「募集」「官斡旋」「徴用」方式とやり方は違ったものの、強制性が存在した。民族性を無視し皇国民となることを強要された朝鮮人は日本の戦争遂行のために、その歯車の一部となった。

朝鮮人は国策である「同化」政策のゆえに、日本人宿舎に近い所に住み、休日や夜間に自由な時間を作って少しの息抜きを行った。しかし戦争の状況がひっ迫してくると本人の意思に関係なく、否応なく契約期間を延長させられ、労働に従事したのである。

別子鉱業所側から見た朝鮮人は日本人の8割程度の作業能率だが、中国人より勤勉で能率も良い、という見方であった。日本語を比較的解したため命令や作業指示が伝えやすかったのと、中国人より早く移入され作業に慣れてしたこと、食事も中国人よりか良質のものを食べていたこと、少ないながらも酒を飲んだり、買い物をするなど宿舎の外に出ることができリフレッシュの時間が持っていたこと、一部の者は家族がいたため精神的にも安定した生活環境があったことなどがそれぞれ関係していると思われる。

## 2節 中国人の場合

中国人の実態と役割はどうだったのだろうか。

1943年の労働者数を基に考えても、中国人は別子鉱業所の労働者の9.3%（実質はそれ以上だと思われる）を占めていた。中国人は朝鮮人の代替案として、朝鮮人より遅く戦争末期に別子鉱業所に移入された。政府からの増産命令を遂行するためにやむを得ず中国人移入に踏み切った別子鉱業所は、華北劳工協会を通して行政供出させた662名を受け入れた。

国策により警察の管理下に置き、徹底した「異化」政策をとったゆえに中国人の宿舎は日本人や朝鮮人の宿舎から離れた東平であり、外出禁止、日本語を教えないという待遇へとつながった。また食事の絶対量も明らかに不足しており、深刻な食糧不足を招いた。

別子鉱業所側から見た中国人は日本人や朝鮮人の約3割程度の作業能率であり、「自主性に乏しく」<sup>(1)</sup>「日本人労働者に思わざる負担を加えた」<sup>(2)</sup>と評価している。『事業場報告書』の性質を考えるなら、企業側の弁明だけのこの評価をうのみにすることはできない。しかし戦争末期の1944年11月以降に中国人を大量に受け入れたことを考えると、作業を丁寧に教える時間的余裕や精神的余裕が日本人監督者にはなかったのではないかと推測される。日本語も教えないという対応であったため、命令や作業指示は実際にやって見せてそれをまねさせるしかなかったのだろう。加えて戦争末期の食糧不足から来る飢え、供出されてきた中国人の健康不良と死亡率の高さ、外出不可の宿舎環境などが平均出勤率を下げ、労働力の意欲を減退させ、労働力としての中国人の評価を下げる結果になったのではないか。

別子鉱業所の評価をただ単純に、朝鮮人は器用で中国人は不器用、とか朝鮮人は自主的で中国人は自主性に乏しい、と決めつけることはできないだろう。

## おわりに

以上のように戦時期の別子鉱業所では、戦争のために多数の労働者を投入し、増産計画を遂行した。

別子鉱業所では、朝鮮人を1939年から、中国人を1944年からそれぞれ受け入れ、坑内を中心に労働力として作業に従事させた。朝鮮人の名簿は244名分しか残っていないが、さらに大勢の朝鮮人が労働をしていた事実を知ることができた。中国人は662名とプラス $a$ 名が労働をしていた。

朝鮮人は同化の対象であり、中国人は異化の対象であった。その国策の違いが集団としての「朝鮮人」「中国人」の待遇の違いであることは明らかである。しかし、集団の中に個人としての待遇の差が存在する。聞き取り調査の中には、ひどく朝鮮人をたたいた日本人監督の名前があがったり<sup>(1)</sup>、中国人を人間扱いしない日本人の思い出を語る人<sup>(2)</sup>がいた。また一方で、朝鮮人によく「ひもじかる。つらくないか」と尋ねてくれる日本人の課長<sup>(3)</sup>や、中国人と一緒に作業をした日本人監督<sup>(4)</sup>、病気になったら治療をしてくれた日本人監督<sup>(5)</sup>の思い出を語る人もいた。

過酷な作業場で、食物も十分にない中の労働は死と隣り合わせであった。朝鮮人も少なからず現場での作業中に亡

くなっており、中国人は事故や栄養失調などの理由で更に大勢が亡くなった。亡くなっていく同胞を見ながら、自分の意思とは関係なく労働を強要されていた彼らはどのような気持ちだったのだろうか。

歴史に「もし・・・だったら」は無意味だ。しかし歴史から何かを学ばなければまた同じ失敗を繰り返すだろう。良くないのは事実を知らないことである。だが更に良くないのは、覆い隠された事実を知っているのに「知らない」と言うことだと思ふ。別子鉱業所自身が作成した史料が存在するという事実を、企業側は真摯に受け止めるべきではないか。それがいかに不都合な、覆い隠したいものだとしてもそれこそが「史実」なのである。

人は時に様々なうそをつく。うそをつく理由は千差万別であるがその一つは過ちを覆い隠すためだろう。戦時中に何があったかを知ることは、日本が「終戦」を迎えたのではなく「敗戦」したことを正面から認めてしまうことである。敗戦を認めてしまうと当然国家としての賠償責任が生じてしまう。しかし戦時中にあったことを知らないことにはできない。国家として国民にいつまでもうそをつき続けるならその結果は取り返しのつかないものになるだろう。

聞き取り調査に応じた朝鮮人や中国人も誠実な対応を求めている。「誠実な」とはすなわちうそを繰り返さないことである。「強制連行」を「募集」と言おうが「行政供出」と言おうが本質は変わらない。言葉だけをきれいに取り繕っても無駄である。外国人労働者の本質を直視し、誠実な謝罪をすべきであるし、補償が必要であるならば補償を行う。このような対応を国も、企業も行えるようになってほしい。

また一人の日本人として、愛媛県に住んでいる私にとっても別子銅山でおこったこの事実を周りの人々に伝える義務があると思う。外国人労働者は戦場に赴いたわけではないが、まぎれもなく戦争の「被害者」であり「犠牲者」であったのだから。

## 注

### 第1章 先行研究の紹介と分析

- (1) 朝鮮人強制連行真相調査団『朝鮮人強制連行調査の記録 四国編』柏書房、1992年、165ページ
- (2) 前掲 朝鮮人強制連行真相調査団、165、172、173ページ
- (3) 尾上守、松原満紀『住友別子銅山で<朴順童>が死んだ』晴耕雨読、1997年、53、54ページ
- (4) 林えいだい監修『戦時外国人強制連行関係史料集 Ⅲ朝鮮人2』明石書店、1991年、1261～1263ページ。この中で筆者の守屋敬彦は朝鮮人が鴻之舞より、奔別・花岡・足尾・金屋淵・別子などに転鉱させられたと述べている。
- (5) 前掲 尾上守、松原満紀、94～153、187～211ページ
- (6) 田中宏、松沢哲成編『中国人強制連行資料-「外務省報告書」全五分冊他-』現代書館、1995年、532～533ページ
- (7) 例えば愛媛県史編さん委員会『愛媛県史』1982年、『新居浜市史』1980年など。
- (8) 住友金属鉱山株式会社『住友別子銅山史 下巻』1991年、215ページ
- (9) 例えば和田寿博「戦争時の別子鉱業所における中国人労働者」(愛媛経済論集 第20巻第3号)2000年、9～10ページ。なお、和田の論文に掲載されていない民間の冊子として、蟹江角義「別子物語」2005年、1～9ページもあげておきたい。この中には1954年(昭和29年)3月25日、新居浜市瑞応寺にて実施された慰霊祭に至る出来事やそののちの8月14日に建立された慰霊碑についての記述がある。新居浜市日中友好協会による慰霊碑の維持管理についての報告、慰霊の実施状況についての報告も記載されている。
- (10) NHK取材班『幻の外務省報告』NHK出版、1994年
- (11) 例えば前掲 NHK取材班、9～11ページ。1993年5月11日参議院厚生委員会、外務省アジア局小島地域政策課長答弁より「昭和21年3月、外務省作成の調書(中略)が現存していないということでございまして、確定的なことは申し上げられないということでございます」など。
- (12) 前掲 田中宏、松沢哲成編、801ページ
- (13) 玉井久也、和田寿博「戦争末期の住友鉱業(株)別子鉱業所に連行され採鉱労働等を強制された中国人からの聞き取り調査の記録」(愛媛経済論集 第24巻第1号)2005年、81～82ページ
- (14) 朝日新聞、2008年5月21日付朝刊、30ページ
- (15) 前掲 和田寿博、2000年、8ページ。
- (16) 西成田豊『中国人強制連行』平文社、2002年、8ページ
- (17) 前掲 NHK取材班、46ページ
- (18) 例えば林えいだい監修『戦時外国人強制連行関係史料集 Ⅳ中国人・朝鮮人・オランダ人・イギリス人 上巻』明石書店、1991年、10～57ページの日鉄鉱業株式会社の「華人労働者就労顛末報告書」。神戸・南京をむすぶ会発行の『華人労働者就労顛末報告書：神戸港における中国人強制連行資料』、1999年には神戸船舶荷役株式会社の事業場報告書が復刻版として出版されている。

### 第2章 外国人労働者の連行方式と移入時期

- (1) 住友金属鉱山株式会社『住友別子銅山史 別巻』、1991年、230ページ

- (2) 住友金属鉱山株式会社『住友別子銅山史 下』、1991年、237ページ
- (3) 前掲『住友別子銅山史 下』215ページ
- (4) 井華鉱業別子鉱業所「華人労働者就労顛末報告書」1946年、一、事業場及関係者 一、概況
- (5) 西成田豊『中国人強制連行』平文社、2002年、77ページ
- (6) 林えいだい監修『戦時外国人強制連行関係史料集 Ⅲ朝鮮人2』明石書店、1991年、1264ページ
- (7) 前掲『戦時外国人強制連行関係史料集 Ⅲ朝鮮人2』1264ページ
- (8) 尾上守、松原満紀『住友別子銅山で<朴順童>が死んだ』晴耕雨読、1997年、211ページ
- (9) 前掲 西成田豊、110ページ
- (10) 前掲 西成田豊、111ページ
- (11) 玉井久也、和田寿博「戦争末期の住友鉱業（株）別子鉱業所に連行され採鉱労働等を強制された中国人からの聞き取り調査の記録」（愛媛経済論集 第24巻第1号）2005年、81ページ
- (12) 前掲『戦時外国人強制連行関係史料集 Ⅲ朝鮮人2』1285ページ
- (13) 前掲『戦時外国人強制連行関係史料集 Ⅲ朝鮮人2』1285ページ
- (14) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」五、華労の態度及事業場の態度 三、事業場の態度
- (15) 前掲 西成田豊、226ページ

### 第3章 別子鉱業所における外国人労働者の扱い

- (1) 尾上守、松原満紀『住友別子銅山で<朴順童>が死んだ』晴耕雨読、1997年、193ページ
- (2) 前掲 尾上守、松原満紀、192ページ
- (3) 前掲 尾上守、松原満紀、208ページ
- (4) 前掲 尾上守、松原満紀、204ページ
- (5) 前掲 尾上守、松原満紀、111ページ
- (6) 前掲 尾上守、松原満紀、195ページ
- (7) 前掲 尾上守、松原満紀、184ページ
- (8) 前掲 尾上守、松原満紀、205ページ
- (9) 前掲 尾上守、松原満紀、134ページ
- (10) 前掲 尾上守、松原満紀、109ページ
- (11) 前掲 尾上守、松原満紀、193ページ
- (12) 前掲 尾上守、松原満紀、205ページ
- (13) 前掲 尾上守、松原満紀、110ページ
- (14) 前掲 尾上守、松原満紀、193ページ
- (15) 前掲 尾上守、松原満紀、102ページ
- (16) 前掲 尾上守、松原満紀、189ページ
- (17) 林えいだい監修『戦時外国人強制連行関係史料集 Ⅲ朝鮮人2』明石書店、1991年、1271ページ
- (18) 前掲 尾上守、松原満紀、103ページ
- (19) 井華鉱業別子鉱業所「華人労働者就労顛末報告書」1946年、四、労務及給与事情 二、労務事情
- (20) 前掲 尾上守、松原満紀、184ページ
- (21) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」四、労務及給与事情 二、労務事情
- (22) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」三、受入施設及関係事情 二、宿泊施設
- (23) 玉井久也、和田寿博「戦争末期の住友鉱業（株）別子鉱業所に連行され採鉱労働等を強制された中国人からの聞き取り調査の記録」（愛媛経済論集 第24巻第1号）2005年、47ページ
- (24) 前掲 玉井久也、和田寿博、35ページ
- (25) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」備考
- (26) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」三、受入施設及関係事情 二、宿泊施設
- (27) 前掲 玉井久也、和田寿博、42ページ
- (28) 前掲 玉井久也、和田寿博、58ページ
- (29) 前掲 玉井久也、和田寿博、58ページ
- (30) 前掲 玉井久也、和田寿博、64ページ
- (31) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」三、受入施設及関係事情 三、被服事情
- (32) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」四、労務及給与事情 二、労務事情
- (33) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」三、受入施設及関係事情 六、慰安施設
- (34) 前掲 玉井久也、和田寿博、44ページ

- (35) 前掲 玉井久也、和田寿博、44ページ
- (36) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」三、受入施設及関係事情 四、食糧事情
- (37) 前掲 玉井久也、和田寿博、45ページ
- (38) 前掲 玉井久也、和田寿博、35ページ
- (39) 前掲 玉井久也、和田寿博、64ページ
- (40) 前掲 玉井久也、和田寿博、48ページ
- (41) 西成田豊『中国人強制連行』平文社、2002年、263ページ
- (42) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」三、受入施設及関係事情 三、被服事情
- (43) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」三、受入施設及関係事情 六、慰安施設
- (44) 前掲 玉井久也、和田寿博、42ページ
- (45) 前掲 玉井久也、和田寿博、72ページ
- (46) 前掲 玉井久也、和田寿博、73ページ
- (47) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」三、受入施設及関係事情 三、被服事情
- (48) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」三、受入施設及関係事情 五、医療衛生事情
- (49) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」三、受入施設及関係事情 五、医療衛生事情
- (50) 前掲 玉井久也、和田寿博、47ページ
- (51) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」四、労務及給与事情 二、労務事情
- (52) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」四、労務及給与事情 二、労務事情
- (53) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」四、労務及給与事情 二、労務事情
- (54) 中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標：中国人強制連行事件の記録』新日本出版社、1963年、167ページ
- (55) 前掲、西成田豊、75ページ
- (56) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」四、労務及給与事情 二、労務事情
- (57) 前掲、西成田豊、267ページ
- (58) 前掲 尾上守、松原満紀、205ページ

#### 第4章 別子鉱業所における外国人労働者の実態と役割

- (1) 井華鉱業別子鉱業所「華人労働者就労顛末報告書」1946年、四、労務及給与事情 二、労務事情
- (2) 前掲「華人労働者就労顛末報告書」六、就労の成果及影響 三、就労の影響

#### おわりに

- (1) 尾上守、松原満紀『住友別子銅山で<朴順童>が死んだ』晴耕雨読、1997年、205ページ
- (2) 玉井久也、和田寿博「戦争末期の住友鉱業（株）別子鉱業所に連行され採鉱労働等を強制された中国人からの聞き取り調査の記録」（愛媛経済論集 第24巻第1号）2005年、59ページ
- (3) 前掲 尾上守、松原満紀、204ページ
- (4) 前掲 玉井久也、和田寿博、73ページ
- (5) 前掲 玉井久也、和田寿博、59ページ

#### 参考文献（図書）

- 尾上守、松原満紀『住友別子銅山で<朴順童>が死んだ』晴耕雨読、1997年
- NHK取材班『幻の外務省報告』NHK出版、1994年
- 西成田豊『中国人強制連行』平文社、2002年
- 西成田豊『労働力動員と強制連行』山川出版社、2009年
- 杉原達『中国人強制連行』岩波新書、2002年
- 田中宏、松沢哲成編『中国人強制連行資料-「外務省報告書」全五分冊他-』現代書館、1995年
- 田中宏、内海愛子、石飛仁『資料 中国人強制連行』明石書店、1987年
- 田中宏、内海愛子、石飛仁『資料 中国人強制連行の記録』明石書店、1990年
- 林えいだい監修『戦時外国人強制連行関係史料集 Ⅲ朝鮮人2』明石書店、1991年
- 林えいだい監修『戦時外国人強制連行関係史料集 Ⅳ中国人・朝鮮人・オランダ人・イギリス人 上巻』明石書店、1991年



朝鮮人強制連行真相調査団『朝鮮人強制連行調査の記録 四国編』柏書房、1992年  
朝日新聞松山支局『別子物語』愛媛文化双書、1974年  
津田久『私の住友昭和史』東洋経済新報社、1988年  
住友金属鉱山株式会社『住友別子銅山史 上』、1991年  
住友金属鉱山株式会社『住友別子銅山史 下』、1991年  
住友金属鉱山株式会社『住友別子銅山史 別巻』、1991年  
住友金属鉱山株式会社『別子300年の歩み 明治以降を中心として』、1991年  
中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標：中国人強制連行事件の記録』新日本出版社、1963年  
新居浜商工会議所『とっておきの新居浜検定 公式テキストブック』、2007年  
神戸・南京をむすぶ会『華人労働者就労顛末報告書：神戸港における中国人強制連行資料』、1999年

#### 参考文献（論文）

守屋敬彦『『華北労働問題概説』に見る中国人強制連行前史』（季刊 戦争責任研究 第52号、2006年夏季号）  
守屋敬彦「軍需省燃料局長通牒と中国人強制労働企業の獲得国庫補助」（季刊 戦争責任研究 第54号、2006年冬季号）  
守屋敬彦「朝鮮人強制連行方法とその強制性」（季刊 戦争責任研究 第51号、2006年春季号）  
守屋敬彦「国家統制下における新興鉱山の労働者募集—鴻之舞鉱山を例として—」（道都大学紀要 教養部 第7号、1988年）  
守屋敬彦「金属鉱山と朝鮮・韓国人強制連行—住友鴻之舞鉱山—」（道都大学紀要 教養部 第9号、1990年）  
守屋敬彦『『支拂依頼書綴』よりみたる住友鴻之舞鉱山朝鮮人強制連行』（道都大学紀要 教養部 第10号、1991年）  
守屋敬彦「第二次世界大戦下における朝鮮人強制連行の統計的研究—被連行者数について—」（道都大学紀要 教養部 第13号、1994年）  
守屋敬彦「アジア太平洋戦争下の朝鮮人強制連行と遺家族援護」（道都大学紀要 教養部 第15号、1996年）  
犀川治「中国人強制連行事件全面解決への道」（季刊中国 No.94、2008秋）  
玉井久也、和田寿博「戦争末期の住友鉱業（株）別子鉱業所に連行され採鉱労働等を強制された中国人からの聞き取り調査の記録」（愛媛経済論集 第24巻第1号）  
玉井久也「別子銅山に連行された中国人—強制連行中国人「劳工」からの聞き取り調査報告—」（季刊中国 No.69、2002年夏）  
和田寿博「戦争時の別子鉱業所における中国人労働者」（愛媛経済論集 第20巻第3号）

#### 参考文献（史料・その他資料）

井華鉱業別子鉱業所「華人労働者就労顛末報告書」1946年  
別子銅山中国人強制連行の調査をすすめる会「別子銅山に強制連行された中国人の調査をすすめよう」2000年  
蟹江角義「別子物語」2005年  
銅の道健康ウォーク実行委員会「銅の道を歩こうマップ」  
マイントピアを楽しく育てる会「別子銅山のあゆみ」2004年  
住友金属鉱山(株)別子事業所総務センター「あかがねの故郷」2004年  
竹内康人「史料紹介 日本鉱業峰之沢鉱山「華人労働者就労顛末報告書」(抄)」静岡県近代史研究会会報 月刊194号、1994年11月

図表

表1 移入期別事業場別集団別年齢構成（別子鉱業所）

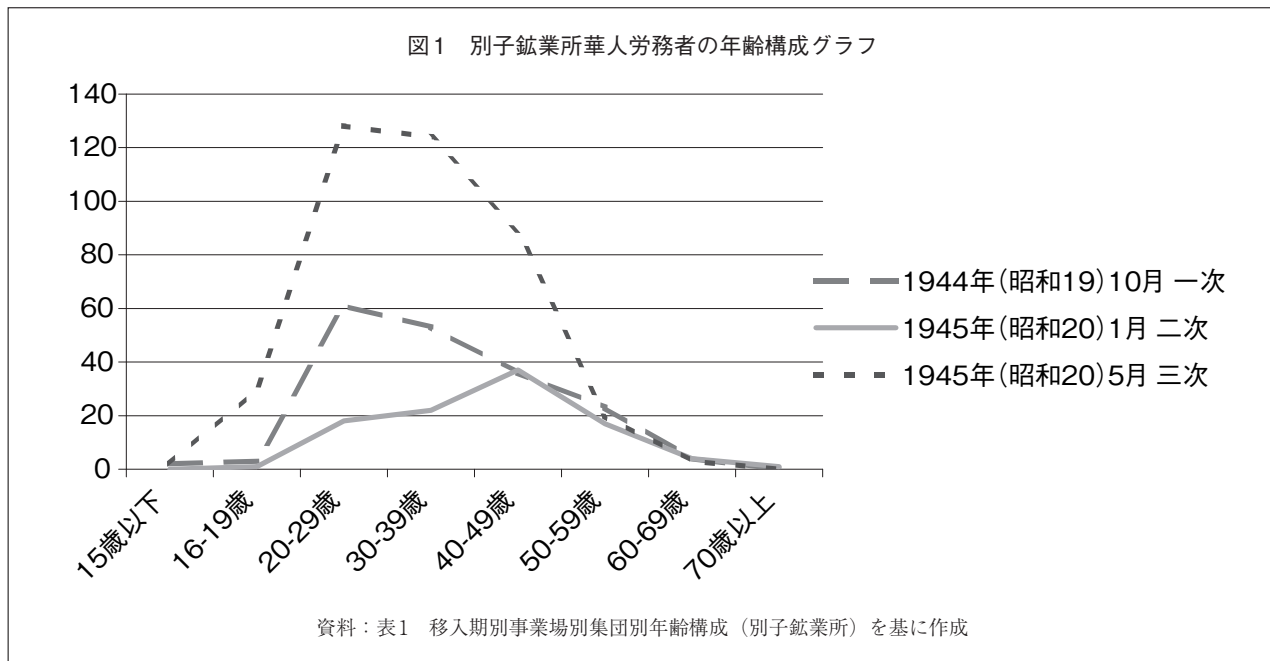
供出機関：華北勞工

供出方法：行政供出

乗船年月	1944年 (昭和19) 10月	1945年 (昭和20) 1月	1945年 (昭和20) 5月
移入年次	一次	二次	三次
移入総数	182	100	396
15歳以下	2	0	2
16-19歳	3	1	30
20-29歳	61	18	128
30-39歳	53	22	124
40-49歳	36	37	89
50-59歳	23	17	20
60-69歳	4	4	3
70歳以上	0	1	0
合計	182	100	396

資料：田中宏、松沢哲成編『中国人強制連行資料-「外務省報告書」全五分冊他-』現代書館、1995年、340、345、348ページより作成

図1 別子鉱業所華人労働者の年齢構成グラフ



別子銅山の戦時中における外国人労働者の実態と役割

表2 華人労働者移入・配置及送還表（別子鉱業所）

供出機関：華北勞工  
供出方法：行政供出

					計
移入人員	契約数	200	100	400	700
	移入序次	一次	二次	三次	
	出港年月日	1944年10月24日 (昭和19年)	1945年1月 (昭和20年)	1945年5月18日 (昭和20年)	
	乗船数	182	100	396	678
	船中死亡	2	0	11	13
	上陸年月日	1944年10月31日 (昭和19年)	1945年1月12日 (昭和20年)	1945年6月15日 (昭和20年)	
	上陸数	180	100	385	665
	上陸後死亡	3	0	0	3
受入人員	受入数	177	100	385	662
事業所内事故 減人員	死亡	93	17	81	191
	行方不明	0	0	2	2
集団送還人員	送還時現在数	84	83	302	469
	事業場集団送還出発年月日	1945年11月28日(昭和20年)			
	出発数	84	83	302	469
	乗船前死亡	0	0	1	1
	乗船数T	84	83	301	468

資料：田中宏、松沢哲成編『中国人強制連行資料-「外務省報告書」全五分冊他-』現代書館、1995年、298～299ページより作成

表3 華人労働者死亡者（別子鉱業所）

		一次	二次	三次	合計
	移入序次				
	乗船人員	182	100	396	678
	事業者受入人員	177	100	385	662
事業場到着前 死亡	船中死亡(D)	2	0	11	13
	上陸後死亡(E)	3	0	0	3
	小計(F) = (D) + (E)	5	0	11	16
事業場内死亡	事業場到着後三カ月内死亡(G)	64	2	29	95
	事業場到着後三カ月以後死亡(H)	29	15	52	96
	小計(I) = (G) + (H)	93	17	81	191
集団送還途中 及残留死亡	事業場出発後乗船前死亡(J)	0	1	0	1
	集団送還後残留死亡(K)	0	0	0	0
死亡者数合計	合計(L) = (F) + (I) + (J) + (K)	98	18	92	208

資料：田中宏、松沢哲成編『中国人強制連行資料-「外務省報告書」全五分冊他-』現代書館、1995年、532～533ページより作成

表4 年齢別死亡者数（別子鉱業所）

供出機関：華北勞工

供出方法：行政供出

乗船年月	昭和19年10月	昭和20年1月	昭和20年5月	合計	年齢別死亡総数	年齢別死亡率
移入年次	一次	二次	三次			
移入総数	182	100	396	678		
死亡総数	98	18	92	208		
死亡率	53.8%	18.0%	23.2%	30.7%		
15歳以下	2	0	2	4	0	0.0%
16-19歳	3	1	30	34	9	26.5%
20-29歳	61	18	128	207	52	25.1%
30-39歳	53	22	124	199	62	31.2%
40-49歳	36	37	89	162	50	30.9%
50-59歳	23	17	20	60	31	51.7%
60-69歳	4	4	3	11	3	27.3%
70歳以上	0	1	0	1	1	100.0%
合計	182	100	396	678	208	

資料：田中宏、松沢哲成編『中国人強制連行資料-「外務省報告書」全五分冊他-』現代書館、1995年、340、345、348、576ページより作成

図2 中国人俘虜殉難者慰霊之碑（新居浜市瑞応寺）





別子銅山の戦時中における外国人労働者の実態と役割

表5 別子鉱業所の従業員数

年度	月日	職員	労働者総数	労働者移入者数	所属・国籍	資料出典
1939				300	朝鮮人	中央協和会
1940				100	朝鮮人	中央協和会
1941				300	朝鮮人	中央協和会
1941		793	5,982			会社資料
1943	4月			244	鴻之舞鉱山から移転の朝鮮人	住友鴻之舞鉱山への強制連行者名簿
1943	6-12月	1,272	7,152			会社資料
1944	1月4日～31日			20	上浮穴商報	愛媛新聞 1944年1月5日
1944	1月4日～31日			50	周桑郡商報	愛媛新聞 1944年1月8日
1944	1月13日～1カ月			記載なし	新居浜商報	愛媛新聞 1944年1月12日
1944	2月			記載なし	天理教会員など	愛媛新聞 1944年2月2日
1944	2月			2大隊	女子挺身隊	愛媛新聞 1944年2月13日
1944	2月11日			15	土肥鉱山から移転	愛媛新聞 1944年2月18日
1944	2月23日			記載なし	朝鮮人	愛媛新聞 1944年2月23日
1944	3月23日～2週間			詳細不明	愛媛師範などの学徒	愛媛新聞 1944年2月23日
1944	契約延長			記載なし	朝鮮人	愛媛新聞 1944年2月25日
1944	3月3日～1カ月			50	松山商報	愛媛新聞 1944年3月3日
1944	3月12日			30	女子挺身隊（中萩・壬生川）	愛媛新聞 1944年3月12日
1944	10月8日～半年			詳細不明	勤報隊	愛媛新聞 1944年10月8日
1944	11月14日			記載なし	朝鮮人	愛媛新聞 1944年11月14日
1944	11月			177	華北劳工から供出の中国人	外務省報告書
1944	12月			50	温泉郡青少年団	愛媛新聞 1944年12月27日
1944	12月			80	松山、今治、宇和島商報	愛媛新聞 1944年12月27日
1945	1月			100	華北劳工から供出の中国人	外務省報告書
1945	6月			385	華北劳工から供出の中国人	外務省報告書

1943年～1945年までに受け入れた労働者のうち明細が分かっている者 1,201名+アルファ

表6 朝鮮人労働者聞き取り調査

鉱夫番号 名簿に記載されている氏名	5817 (20303・20349) 金鉉穆 現在 月城 1914年(大正3)5月17日 26 1940年(昭和15)1月 募集 1943年(昭和18)4月 29 本人死亡、奥さん及び娘より 日本 1996年5月 事務手伝夫 最初は東平に居住。のちに所帯持ちではない人が立川の協和寮へ移動。夜中に抜け出して喜光地などに行く人もいた。	41020 (21040) 朴順福 1943年(昭和18)5月7日 死亡 1919年(大正8)7月20日 22 1941年(昭和16)募集 1943年(昭和18)4月 24 本人死亡、義理のお姉さんより 韓国 1995年8月 鉱石運搬	21079 山本永祿 本名 呉永祿 1922年(大正11)7月2日 19 1941年(昭和16)募集・徴用 1943年(昭和18)4月 21 本人より 韓国 1995年8月 採鉱(切り羽)	21112 水江先東 本名 姜先東 1920年(大正9)7月15日 21 1941年(昭和16)募集 1943年(昭和18)4月 23 本人より 韓国 1995年8月 採鉱(切り羽)	30490 山城萬鐘 本名 郭萬鐘 1924年(大正13)1月9日 18 1942年(昭和17)8月 官斡旋 1943年(昭和18)4月 20 本人より 韓国 1995年8月 鉱石運搬	30503 丘本 本名 具景会 1915年(大正4)1月10日 27 1942年(昭和17)8月 官斡旋 1943年(昭和18)4月 29 本人より 韓国 1995年8月 鉱石運搬	30504 綾川景会 本名 具チヤンヒ 1919年(大正8)6月20日 23 1942年(昭和17)8月 官斡旋 1943年(昭和18)4月 24 本人より 韓国 1995年8月 鉱石運搬	30512 金元東尹 本名 金東尹 1925年(大正14)2月10日 17 1942年(昭和17)8月 官斡旋 1943年(昭和18)4月 19 本人より 韓国 1995年8月 ?	40072 李憲珪 現在 牧山 1920年(大正9)12月28日 22 1942年(昭和17)8月 官斡旋 1943年(昭和18)4月 24 本人より 日本 1996年8月頃 分析室で調査係
別子到着時の年齢	29	24	21	23	20	29	24	19	24
聞き取り調査状況	本人死亡、奥さん及び娘より	本人死亡、義理のお姉さんより	本人より	本人より	本人より	本人より	本人より	本人より	本人より
聞き取り調査場所	日本	韓国	韓国	韓国	韓国	韓国	韓国	韓国	韓国
聞き取り調査日時	1996年5月	1995年8月	1995年8月	1995年8月	1995年8月	1995年8月	1995年8月	1995年8月	1996年8月頃
作業内容	事務手伝夫	鉱石運搬	採鉱(切り羽)	採鉱(切り羽)	採鉱(切り羽)	採鉱(切り羽)	採鉱(切り羽)	採鉱(切り羽)	分析室で調査係
宿舎、周辺状況	最初は東平に居住。のちに所帯持ちではない人が立川の協和寮へ移動。夜中に抜け出して喜光地などに行く人もいた。	義理のお姉さんへあてて二度手紙を出している。運搬中の事故で死亡。	鴻之舞にはタコ部屋あり、四国にはなし。6畳くらいの部屋で67人で暮らした。宿舎の右に病院や郵便局があった。	宿舎には扉などはなし、取締役の韓国人が2人いた。	宿舎の地名は東平。郵便局や劇場もあった。	仕事は同じ、日本人との差別はなかった。休日は月に2回程度。お風呂があった。給料は月30円くらい。お米のごはんはとたくあん、野菜など。時に魚も食べた。	出入り口に監視人がいた。	入口で見張っている人がいた。東平に住んでいた。	ひぐらし合宿という寮に入る。北海道より移動した9名が一緒。四阪島で終戦まで働く。
待遇	日本語が流ちょうだったので寮の指導員をした。食事には麦の中米が入っていた。仕事の主力は朝鮮人だった。	死	仕事は同じ、日本人との差別はなかった。成績がよく休みの日に酒をもらった。	外出、買い物もした。別子はお米が多かった。	家族を呼んだ。帰国時に2,000円をもらった。	仕事は同じ、日本人との差別はなかった。休日は月に2回程度。お風呂があった。給料は月30円くらい。お米のごはんはとたくあん、野菜など。時に魚も食べた。	故郷に手紙を自由にした。日本語ができたので通訳などを行った。	故郷に手紙を自由にした。日本語ができたので通訳などを行った。	白米に芋を入れたものを食べる。魚やうどんも食べる。朝鮮人の年寄りが殴られるのを見る。
備考	鴻之舞で事故にあい左手の指が2、3本ない。戦後も日本に残留。新居浜市在住。	お兄さん「順童」さんへの募集に弟が連行された。	四国で逃げた人はいない。契約満期は1943年12月21日まで。満期で帰国した。	ダストを吸いこんで塵肺にかかった。	自殺をした人が5人ほどいた。	ダストを吸いこんで塵肺にかかった。	一緒に鴻之舞に行った郭萬鐘を覚えていた。別子では郭萬鐘が山根の社宅にいた。無理矢理契約延長させられた。戦後も日本に残留。呉市在住。	一緒に鴻之舞に行った郭萬鐘を覚えていた。別子では郭萬鐘が山根の社宅にいた。無理矢理契約延長させられた。戦後も日本に残留。呉市在住。	一緒に鴻之舞に行った郭萬鐘を覚えていた。別子では郭萬鐘が山根の社宅にいた。無理矢理契約延長させられた。戦後も日本に残留。呉市在住。

資料：尾上守、松原満紀『住友別子銅山で働く順童』晴耕雨読、1997年より作成



表7 中国人労働者聞き取り調査 (2 / 2 ページ)

帰還者番号 名簿に記載されて いる氏名 備考	274 朱仁升	323 李振山	242 宋福德	61 馬徳海	なし	78 馬路尼
別子到着 来日時年齢	1945年6月(3次) 17	1945年6月(3次) 19	1945年6月(3次) 23	1944年11月(1次) 17	13	1944年11月(1次) 22
聞き取り調査状況	本人より	本人より	本人より	本人より	本人より	本人より
聞き取り調査場所	中国	中国	中国	中国	中国	中国
聞き取り調査日時	2001年8月	2001年8月	2001年8月・2002年8月	2001年9月・2002年8月	2001年9月	2002年8月
作業内容	炊事	鉱石の運搬	鉱石の運搬	採鉱	坑道	運搬
宿舎、周辺状況			木造の建物。	木造の建物。毛布が2枚あり 作業時を持って行った。囲炉 裏が2つあった。		木造。1人2枚の毛布。
待遇	12人で炊事作業をした。病気が なったとき日本人の監督が 治療してくれた。	坑道の外で作業。鉱石の中に 人の腕や足が見えた。食べ物 が少なかった。日本人の監督 に殴られた。	少年隊に入る。機械操作と監 督は日本人。マントウ2つと スープが食事。	3つの小隊の小隊長は南方の 人だった。食事はマントウ。 汁子が少し。監督者は朝鮮人。 日本語を覚えなないと殴られ た。お風呂に入ったことがあ る。	18人は他の中国人とも違う敬 意を受ける。一番深い坑道で 1週間連続の作業。	日本人の監督は殴らなかつ た。監督も一緒に作業。タバ コは1日7本もろう。皮膚が 膨れたり熱が出たりした。少 し薬をもらった。
戦後の様子	飛行機が飛んできて空に字を 書いて終戦を知った。日本人 の村に行った。	部屋を掃除したので会議があ り、日本人から玉音放送のこ とを聞いて知った。殴られな くなり、芝居も見に行った。	宮さんという人から新聞をも らい知った。食事がよくなつ た。大きな毛布を支給された。 帰国時にみかんや缶詰をも らった。	朝鮮人の監督から聞く。アメ リカ人が来て終戦を知る。	1週間の作業を終え地上に上 がったときに他の人から聞 く。	新聞などで終戦を知る。作業 がなくなつた。
備考	自殺者がいた。	夜中に便所で自殺した人を見 た。逃亡事件のことも知って いる。	逃亡事件のことを知ってい る。		別子が集団で受け入れた3次 の形以外で別子に入山。13歳 から19歳まで日本の大阪、鹿 児島、花岡鉱山で働き、別子 で終戦を迎えた。花岡ではよ く殴られた。	自殺者のことを知っている。 労工の歌を知っている。

資料：玉井久也、和田寿博「戦争末期の住友鉱業(株)別子鉱業所に進行され採鉱労働等を強制された中国人からの聞き取り調査の記録」(愛媛経済論集 第24巻第1号)より作成



別子銅山の戦時中における外国人労働者の実態と役割

表8 別子鉱業所における朝鮮人と中国人の差—聞き取り調査を中心として—

朝鮮人	項目	中国人
9名	人数	15名
韓国及び日本	調査場所	中国
1995年～1996年	調査日時	2000年～2002年
1943年（昭和18）4月	別子到着時期	1944年（昭和19）11月/1945年（昭和20）6月
運搬、採鉱（切り羽）など。日本語の分かる者は事務手伝夫、調査係など	(A)仕事の内容	運搬、採鉱、炊事、電車の運転など
東平、立川、山根など	(B)宿舎の場所	東平
堀、鉄条網などなし。外出できる事もあった。出入り口に監視人。	(C)宿舎の状況	板塀、電線には350ボルトの電流。外出禁止。床が湿っていた。
通訳ができるほどの人もいた。老人で日本語が分からない人もいた。	(D)日本語の理解	日本語は分からない（作業用語、自分の番号のみ理解）
休日には外出可、手紙郵送も可、家族を呼べた人もいる。9名の中で殴られた体験を語る人はいないが、殴られているのを目撃した。職場での特別な差別はなかった。	(E)待遇	外出は不可、殴られたという中国人は15名のうち5名。
お米、たくあん、野菜、魚、芋など	(F)食事	マントウ1食2個、さつまいも、おかゆ、大根の葉、汁子など
成績の良い人に酒の支給あり	(G)支給品	タバコの支給あり。みかんをもらった人もいる。毛布の支給あり。
別子鉱業所で病気になった人はいない。	(H)病気時の扱い	15名中6名がけがや病気を経験した。けが時には公休が与えられた。病気時には食事を減らされた。
支払われた。賃金は日本人の約8割程度。	(I)賃金	支払われなかった、または支払われたとしても小額であった。
早い時期に帰国。1945年（昭和20）8月中。	(J)戦後の扱い	集団で送還。送還時期は1945年（昭和20）11月28日。戦後は作業がなくなったり、食事の量が増え生活が改善された。

資料：表6及び表7より作成